東洋史研究
第三十二卷　第三號　昭和四十八年十二月　發行

清代東三省開發の先驅者——流人

楊　合　義

目　次

はじめに
一　流人の役割の實態とその業績
(1)　第一期——遼東再建の時期
(2)　第二期——清露戰爭の時期
(3)　第三期——駐防軍と京旗屯墾の時期
二　東三省開發における流人の地位
むすび

はじめに

近三百年以來、中國の邊疆地方において、もっとも急激な變化が起こったのは、東三省である。[1] 今日に至って、この地方はすでに漢化されただけでなく、産業開發および地方建設等の面においても中國本部の先進地帶に劣らないほどに發展

して來た。この變化は、漢人が該地方へ移住したことによるものであるが、その先驅者的な役割を果たしたのは、法を犯して同地方に發遣された流人である。

清朝の東三省への配流に關する研究には、すでに有高巖氏の「清代滿洲流人考」[2]、謝國楨氏の「清初流人開發東北史」[3]、および川久保悌郎氏の「清代に於ける邊疆への罪徒配流について——清朝の流刑政策と邊境——その一」と「清代滿洲の邊疆社會——清朝の流刑政策と邊疆——その二」[4]等の論文がある。有高氏は、その論考の中で清代における罪犯の東三省への配流の經過および多數の罪囚流徒が產業上・文化上に與えた影響を解明し、清代の配流問題について先鞭をつけた。謝氏は、清初における諸々の重大罪案に重點を置き、それらの事件に關係して東三省へ發遣された人々の行跡を述べ、彼ら流人の開發事業についても論述を加えている。川久保氏は、その表題の示す如く、清代全期を通じて清朝の流刑制度乃至流刑政策との關連において清代流刑地の年代的分布とそれへの發配の頻度の變遷を跡づけ、また流刑地における罪徒の種々相を論述し、邊疆社會形成の問題とその實態についても筆を進めている。なお、同氏の論考では、西北・西南地方への配流事實についても論述を試みられているのがその特徵である。他に、漢人の東三省への移墾、あるいは同地方に對して清朝が行なった政策等の問題について研究した論文中に、流人に關して言及したものも幾つかみられる。その中、劉選民氏の「清代東三省移民與開墾[5]」および水原重光氏の「ネルチンスク締約後黑龍江方面に於ける清朝の實邊策——特に齊々哈爾を中心とする[6]」の二文は、もっとも關係のあるものと思う。しかし、これらの研究によって問題の盡くが明らかにされたわけではない。まず、順治朝より康熙初頭に至る遼東再建において、流人が如何に利用されたかは、未だ解明されていない。また、清露戰爭の時期において、多數の流人が軍事的な役割に充てられたと言われているが、流人徵用の經過と流人の果たした業績について、補述すべきところが多く殘されている。なお、尼布楚條約締結以後、東三省へ發遣する流人は殆んど大部分駐防官兵、または移墾京旗の奴に充てることになったが、これは清代の社會において如何なる意義を有しているか、流人賞與の經過は如何に變遷したか等も問わなければならない。さらに、東三省の人口增加と都市發展におい

て、流人は如何なる地位を占めていたかについても究明する必要があると思う。以上は、清代東三省の開發過程を理解する上で重要な問題である。本稿ではこれらの問題を中心として私見を展開してみたいと思う。なお、本稿に引用した文獻中に、中國人と立場を異にした日本の學者の研究もあると思われるが、それらは純學問的な立場に立って、是か非かを判斷した上で引用したものであるから、ここにまえもって斷っておきたい。

一　流人の役割の實態とその業績

清代東三省への配流經過と配所の變遷に關しては、序文に擧げている諸氏の研究によって、すでに明らかにされたところであるが、ここに流人の演じた役割を考察するには、なおそれを一通り略述する必要があると思う。

清朝政府は、順治十年頃から祖宗發祥の地を再建するため、流人を遼東地方へ發遣したが、後にロシヤとの衝突が起こったため、軍事的需要に應じて流人の發遣は、吉林より黑龍江に及んだ。清露戰爭以後、黑龍江・吉林兩地方に軍隊を長期的に駐防することが決められ、駐防軍の食糧支給と土地開發を計るために、官莊や旗地が新設または擴大された。その勞働力を供給するため、流人も絶えず東三省、ことに吉林と黑龍江兩地方に發遣された。しかし、康熙末期より、政策を變更しようとする論議がしばしば起こった。その原因は、東三省は清朝發祥の地であり、この地に流人が多くなると、原住民の良俗が惡化するだけでなく、いつ兇惡な事件が發生するかもしれぬという配慮があったからである。[7] なお、康熙の後期より乾隆二十年代まで、西北に起こった準噶爾の亂も流人政策變更の一つの要因である。したがって、乾隆中期以後、清朝政府の流人政策はついに修正され、東三省以外の地、西北・西南にも流人を發遣することになった。[8] これより東三省へ發遣する流人は、時代とともに減少して、同治朝に至ると寥々たるものになったのである。[9]

清一代の流人政策の變遷を概觀すれば、だいたい有高巖氏の論考に「雍正以前は軍流發遣等の犯人を多く滿洲に送致せしが、乾隆以後は暫く一定の方針なく、同治以來滿洲に發配すること甚だ少きに至れる」[10]と述べられている通りである。

清初東三省地圖

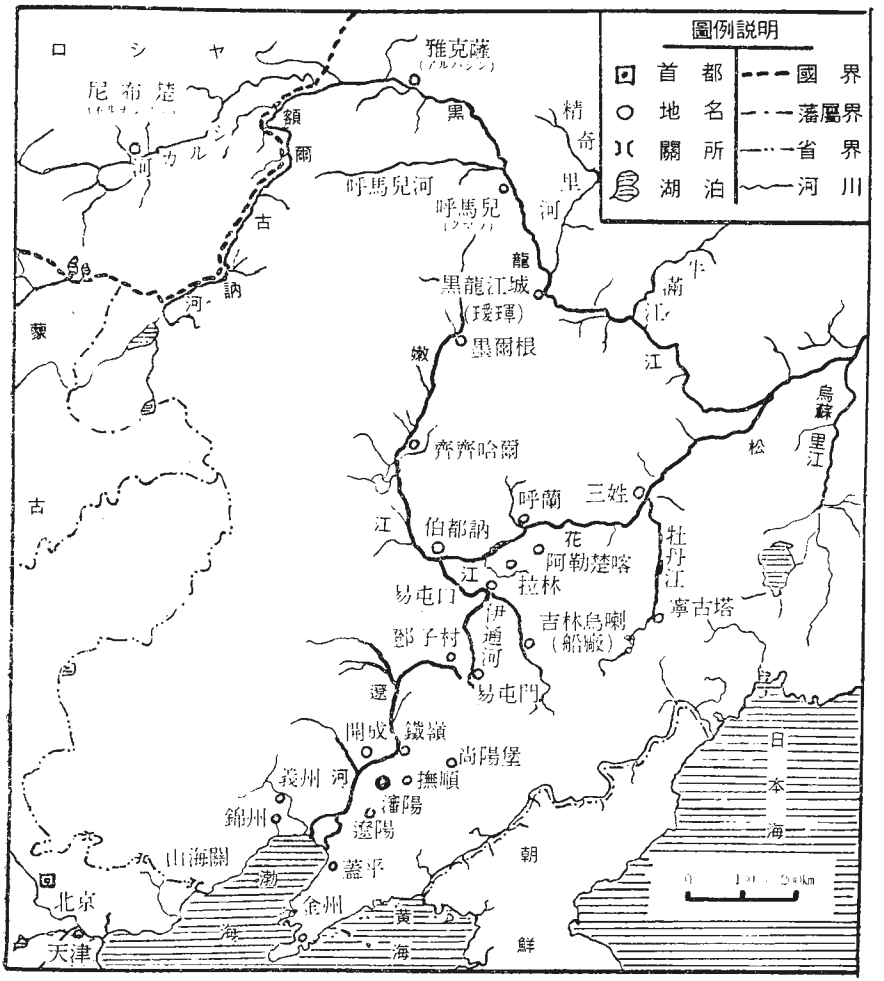

註：和田清著『東亞史研究』・滿洲篇「現代の滿洲圖」を參照して作成

右に述べた清代東三省への配流經過をその目的に基づいて大別すれば、ほぼ三期に分けられよう。第一期は遼東の再建を目的としたもので、遼東招民開墾の時期（順治十年より康熙七年まで）と同じ頃になる。第二期は清露戰爭の時期にあたるが、第一期とやや年を重ね、およそ順治の末期より康熙二十五年雅克薩城のロシヤ軍降伏までである。それ以後は第三期になる。各期における配流の目的はそれぞれ異っていたため、流人の役割も時に從って變っていた。したがって、本章では上述の三期に分けて論述を進めたい。

(1) 第一期——遼東再建の時期

この期に發遣された流人は、主に遼東地方に安置された。彼らの役割は荒地の開墾と城樓の修造であったが、遼東地方の州縣設置の初期において、人口充實の面に彼らも一役を果たした。清朝政府が流人をこの三つの目的に利用したのは、次に述べる清初における遼東の狀勢に應じたものである。

清朝政權は、清の太祖奴兒哈赤の擧兵とそれに續く對明戰爭の勝利的展開の過程のうちに確立していったもので、太祖の擧兵より世祖の北京奠都に至るまで、およそ三十年を經過している。その間、明清兩國の激戰は、ほぼ遼河流域を中心として行なわれた。ために、この地帶は戰爭の展開に伴なって深刻な破壞を被った。あるところは清軍馬蹄の蹂躪に遺棄せられ、またあるところは戰術的な必要に應じて明軍がそれを燒毀した。この兵火劫掠の深刻さについて、天海謙三郎氏は「約三十年に亘る清明戰爭の戰果は、この遼東・西の狀勢を一變して、城鎭は衰廢し、農圃は荒蕪して、炊煙稀に上る底の曠野と化せしめた。[11]」と言っている。もちろん、遼東には、太祖・太宗兩朝において八旗の經濟的基礎の擴充のため、旗地なる封建的土地制度の編成がかなり進められだが、[12]遼陽・瀋陽および海城附近の地帶を除いて、殆んど大部分は荒廢のまま殘されていた。その上、順治朝の初めには、遼東より旗人が殆んどみな中原に移住したので、同地方は一段と荒廢するに至った。

しかし、遼河流域は清朝のもっとも重視するところであったから、清朝政府は中原に入った後、天下がやや安定するにつれて、祖宗の發祥地を復興することに氣を配った。そこで、普通の人民ばかりでなく、流罪に處せられた犯人をも入れて遼東の地を再建させることにした。まず順治八年に、山海關外の荒地を開墾する希望者に山海關道の保證の下に、居住と墾田を許すという法令が出され、[13] 次いで順治十年に遼東招民開墾例が公布された。招民例の内容は、要するに、遼東開墾のため中原人民の遼東移住を奬勵したもので、招いた者に文武官を賞授し、招かれた人民にも口糧・籽糧・耕牛などを給與するというものである。[14] 遼東へ流人を發遣する法律もその翌々年に制定された。欽定大清會典事例卷七四四・徒流遷徙地方四の項に、

順治十二年題准。一應流犯。俱照律例所定地方發遣。其解部流徙者。改流尚陽堡。

と見えるのがそれである。尚陽堡は遼東の奥地にあり、すでに太宗の天聰七年から罪人の配所となって、[15] 犯人がしばしばここに安置されていたが、[17] 順治十二年以後になって再び流人の重要な配所に定められた。ところが、尚陽堡へ配流すると判決された場合であっても、すべての流人がこの地に安置されるわけではなく、他所にも分けて安置されるのが普通であった。聖祖實錄卷三・順治十八年六月丙午の條に、

戶部議覆。盛京總管吳庫立・侍郎費齊等疏言。積年流徙人。除在鐵嶺。係佐領劉國彪所轄不議外。在尚陽堡者。應編設佐領一員。在衞元堡者。與開元相近。應設佐領一員。駐劄衞元堡兼管。在撫順者。應設佐領一員。連盛京兼管。此過佐領下短少者。應將以後流徙人補給……。其以後流徙人。驗看此四處。均勻安插。候居住人多。應編佐領。再行酌議。得旨。人丁雖少。仍設佐領八員。將現在人丁均分給與。

と見えるように、尚陽堡ばかりでなく、流人配所に指定されていなかった鐵嶺・撫順および衞元堡の三地にも、順治十八年六月に各々佐領を編成できるほどの流人がいた。これらの流人は、言うまでもなく、尚陽堡より割當てられたものである。この四箇所の流人は、順治十八年に一應等しく分けて八佐領に編成された。つぎに、清初における遼東の再建におい

て、流人の從事していた仕事について述べよう。

流人の遼東への發遣は、既述の如く、招民開墾例に歩調を合わせて行なわれたものであるから、大多數の流人は農耕に從事していたと考えられる。盛京通志卷二三・戶口に、

（康熙）五年廣寧府改爲錦州府。……新設戶口無舊籍。丁鮮。原額俱係招民。三年起科。其徙民於康熙七年歸併承德・開原・鐵嶺三縣爲民。卽於本年起科。其續發到者。仍三年後起科。

とある。地租の起科年限は、招民にも流人にも同じ三年であったが、康熙七年民戶に編成された流人が同年より起科されたことから考えれば、流人が農耕に從事することは、少なくとも康熙四年以前にすでに始められていたと確認される。なお、流人の土地開墾に必要な農具・種子・口糧などの援助も、全く招民に與えるものと同樣であった。[18]

この時期の流人のもう一つの重要な役割は、城樓衙門の修建工事である。招民開墾例は、順治十年より實施されたが、順治末期頃まで、その効果は思わしくなかったようである。不成績の理由には種々あったが、永年の對明掃蕩戰の展開からする人心の不安、および入關前遼東においてなされた旗人による漢人奴隷の過重な搾取と虐待の事實が流布されていたのが最大の原因であろう。[19] まして當時においては、遼西の地方になお未墾の荒地が殘っていた以上、遼東まで移墾する人民はあまりいなかったのである。したがって、順治末期に至っても遼東地方は、相變らず荒れはてたままであった。順治十八年五月奉天府府尹張尙賢の上奏文によれば、遼東地方は城堡が多く荒廢し、至るところ敗瓦頽垣ばかりの狀態であり、住民においても、蓋州・鳳凰城・金州の如きは數百人に過ぎず、鐵嶺・撫順では流罪の人々しか見えなかったのである。[20] そこで、清朝政府はその再建を痛感し、ただちに流人を城樓修建工事に利用しようと考えて贖罪の法を制定した。會典事例卷七二四・贖刑の項に、

（順治）十八年題准。官員・人等。有犯流徒籍沒等罪。情願修造城樓・營建贖罪者。呈明該原問衙門。豫爲啓奏。下工部査議。奏聞請定奪。

と見えるのがそれである。しかし、城樓の修造に從事することは、願い出により許可され、強制されるものではなかった。この律が出された後、贖罪を求める流人は、即時に城樓の修造を願い出て、これに從事した。聖祖實錄卷五・順治十八年十二月甲寅の條、張尙賢の上奏に、

近有流徙人犯。修造工程贖罪之例。有力者已認工程。無力者應准招民贖罪。若得數千家。立爲京縣。實萬年根本之圖。

とあるように、奉天府の管轄內に、「修造工程贖罪之例」に從って工事を引請けた流人があった。ところが、工事費はそれを引請けた流人が負擔するので、財力不足の人はそれに應じられなかった。そこで、張氏はその財力のない流人には、招民による贖罪を許し、もし數千家を招徠すれば、奉天府內に京縣を設けようと建議した。遼東に州縣を設けようとする動きは、この頃から活潑化し、先に述べた尙陽堡等の四處にいた流人が八佐領に編成されたのも、州縣設置の準備工作の一環と思われる。やがて、康熙三年に、奉天府の府治承德縣（京縣）がついに設けられ、開原・鐵嶺等の地も相次いで縣となった。[49] これらの縣は設立當初には、人丁が甚だ少なかったため、既述の如く、康熙七年に流人を以てその口數を充實した。

さて、流人の修造工程贖罪之例が實施されておよそ七年後、諸種の弊害がひきおこされ、ついに廢止されるに至った。その事情は、同書卷二十一・康熙六年四月壬戌の條に、

左都御史尼滿疏言。頃者流徙寧古塔・尙陽堡犯人。許自認修造城樓及部院衙門。釋所犯之罪。此等犯人。家產先已籍沒入官。計修工之費。不啻數萬金。何自而得。一經奉旨回籍。視稍贖之家。挾詐逼勒。致良民受害。嗣後有認工贖罪者。請槩行停止。從之。

とあって、かなり具體的に說明されている。

かように清朝政府は、發祥地の再建をはかるため、招墾例に步調を合わせて流人を遼東へ發遣し、彼らに荒地を開墾さ

せたり、城樓衙門を修建させたりしたのである。發遣された流人は、主に遼東の奥地に安置され、ついに同地方の初期における人口構成の根幹となった。康熙七年以後にも、遼東に流人が續いて發遣されたが、その人數は次第に減って來た。その原因には內外の二つがある。內部については、康熙朝に及んで國內の秩序が恢復しつつあり、人心も一段と安定したので、出關の人數は漸次多くなり、遼東再建における流人の必要性がだんだん薄くなったことである。康熙七年に遼東招民開墾例を停止したのもこのためであろう。外部の原因とは、順治の中頃から黑龍江地方にロシヤの勢力が迫って來て、國境の緊張が日增しに高まったので、ロシヤと對抗するため、軍事面にも流人を使役することになったからである。したがって、ロシヤ人征伐の軍事基地であった吉林の寧古塔に、順治朝の末期から一部の流人が發遣され、その人數は清露戰爭の展開につれて益々增え、發遣地區も黑龍江地方に廣がっていった。その間の事情について、次節で考察しよう。

(2) 第二期——清露戰爭の時期

十七世紀の後半に起った清露兩國の戰爭は、ロシヤのシベリア進出の結果によるものであるが、その導火線となったのは、一六五二年（順治九年）ハパロフの率いる探檢隊が呼爾喀族（アチャン族）と烏蘇里江で衝突した事件である。ハパロフはパヤルコフの後につづいて一六四九年一旦黑龍江岸に至ったが、間もなく引返し、翌年再び遠征の途に上った。この途上、彼は雅克薩村において達呼爾の酋長阿爾巴西を破って、一六五一年その地に雅克薩城（アルバジン城）を築き、ここを根據地として黑龍江を下った。さらに、烏蘇里江において呼爾喀族と戰い、呼爾喀族は擊退されて清朝の援助を求めた。この要請に應じて、清朝政府はただちに征露軍を派遣し、ついに清露兩國の武力衝突に發展したのである。

戰端は順治九年の春に開かれ、およそ四十年に亘って、康熙二十八年（一六八九）尼布楚（ネルチンスク）條約の締結によって終結した。その間に起こった主な會戰は殆んど清軍が發動したものである。初回は順治九年アチャン城の攻擊で、この會戰において寧古塔駐防章京海色の率いる清軍は、ロシヤ軍に敗北した。次回の會戰は順治十二年に行なわれ、清國の

〔清露戰爭の時期に建造された船隻數〕[29]

船別＼年代	順治15	康熙7	康熙22	康熙23	合計
戰船	(吉林)44隻	(吉林)20隻	(吉林)70隻		134隻
糧船			(遼河)100隻 (易屯河)100隻	(混同江)30隻 (混同江)50隻	280隻
合計	44隻	20隻	320隻	30隻	414隻

尚書都統明安達禮軍は呼瑪爾城（クマーラ）に殺到したが、ロシヤ軍の頑強な抵抗に會い、ついに糧食缺乏の故をもって圍を解いて去った。[29] この二回の會戰によって清朝政府は、征露戰の先決問題は軍糧彈藥の補給にあり、これを解決するには軍船の建造が必要であることを認識した。かくして、順治十五年吉林に造船が始められたのである。薩英額『吉林外記』卷二に、

順治十五年。因防俄羅斯。造戰船於此。名曰船廠。

と見える如くである。吉林にはすでに明代から造船の事實があり、[30] 吉林の名をまた船廠ともいうのはすなわち船を造ったからである。

やがて、四十四隻の軍船が完成し（別表參照）、清軍はこれらの船を利用して再度出征の途に上った。同年六月末、寧古塔昂邦章京沙爾虎達の船隊は、黑龍江と松花江との會流點において、ステパノーフ軍と會い、激戰の結果、清軍はついに初勝利を收めた。[31] 順治十七年、清軍はまたロシヤ軍を古法檀村において擊破した。[32] 清軍のこの引續く勝利によって、ロシヤ人の南下がやっと食い止められたのである。

五年ほどの平靜な時期を經て、一六六五年（康熙四年）、チュルニゴフスキーと呼ばれる流刑囚を首領とする一群の逃亡者がアルバジンの城を再建し、[33] さらに黑龍江境內に侵入して索倫部族を掠奪した。清軍は掠奪に來たロシヤ人を擊滅したが、[34] 掃蕩戰を行なわなかった。しかし、突然の情勢變化に隨時對應すべく、清朝政府は康熙七年にまた二十隻の軍船を增造した（別表參照）。一六七〇年代に入ると、清國は三藩の亂に忙殺され、したがってロシヤとの武力衝突は暫く中止されたが、康熙二十年三藩の亂が全く平定されるに及んで、康熙帝はロシヤを掃蕩する決意を固め、いよいよ積極的な行動を開始した。まず翌年に帝が奉天および吉林烏喇を視察し、並びに副都統郎談等をして雅克薩城に至る沿途の形勢とその水

陸路の便否等を調査させた。[36] この調査工作が完成した後、帝は翌二十二年に、寧古塔將軍巴海と副都統薩布素に命じて、烏喇および寧古塔の兵を率いて黑龍江および呼瑪爾の二處に木城を築き、並びに船艦と銃砲を配置して駐防させようとした。[37] その上、前線へ大軍・重兵器および食糧を送るための軍船と糧船もこの年の春から大規模に建造した。[38]

別表に示す如く、軍船は合わせて百三十四隻で、うち七十隻は康熙二十二年に增造されたものである。糧船は合計二百八十隻であるが、康熙二十二年に完成したのは、遼河と易屯河（伊通河）が各々百隻で、混同江（松花江）だけが五十隻であった。ところで、黑龍江への食糧輸送は、二年の需要量を一回で全部送る計劃になっていたので、混同江に用いる糧船を追加する議が可決された。[39] 康熙二十三年に造られた三十隻がそれである。そして南方より北方への糧餉輸送系統も同時に整えられた。それは、巨流河の開城、東遼河上流の鄧子村、易屯河の易屯門と易屯口を中繼場として、易屯河によって遼河と混同江の水運を連絡し、水道のない鄧子村と易屯門の間は陸路車運によって連絡し、關東の糧食を吉林・黑龍江地方へ運輸する交通路線である。[40]

ここに、清朝の作戰準備は完了した。アルバジン城への攻擊は、ついに康熙二十四年の夏に開始されたのである。清軍は都統彭春等の指揮によってアルバジンを包圍し、城内に向って猛烈な砲擊を續けた。その結果、城内のロシヤ軍は、清軍の威勢に畏怖して降伏を請い、アルバジンの司令トルブジンは退却を許されて生殘った部下とともにネルチンスクへ引揚げた。[41] この戰役に投入された清軍は、水陸兵合わせて一萬八千人であったと言われている。[42] ところが、清軍の去った後、トルブジンは流刑囚のベイトン等を連れてアルバジンに戻り、破壞された城を再建した。[43] 翌二十五年、ベイトンとその部下三百人が黑龍江を下って小部隊の清軍を殺戮した。[44] これに對して薩布素の指揮する駐防軍は、命を受けてアルバジンへ立ち向った。この戰役も前回と同じく、清軍は包圍策を取って砲擊を續けた。ロシヤは多くの死者を出し、糧餉彈藥も盡きたので、使を清國に遣わして解圍を請うと同時に和平交渉を開こうと建議した。[45] 康熙帝はこれに應じて薩布素に命を傳えて圍を解かしめた。それ以後、兩國の紛爭解決の場は圓卓に移行し、三年を經て康熙二十八年（一六八九）ついに

和議が締結された。すなわち尼布楚條約である。この條約において、兩國は格爾必齊（ケルピチ）および額爾古納（アルグン）の兩河を以て境界とし、相互に侵犯しないことを約束して、四十年に亘る紛爭をやっと終結したのである。[14]

清露戰爭の經過を顧みると、清軍が勝利を收めたのは、主に軍船と糧船の援助があったからである。この戰爭に投入された船隻數は軍船・糧船合わせて四百十三隻であった。その規模には見るべきものがある。これらの船艦の建造と運營のために水手や船工として徵用された人々は、遼河の百隻の糧船に勤めていたものを除いて、殆んどが流人であった。[15]彼らはすべて寧古塔と烏喇（吉林）に發遣されたものである。これは、次の諸史料によってうかがわれるが、まず康熙二十一年烏喇を訪ねた高士奇が書いた『扈從東巡日錄』卷下・甲戌の條にある一文を擧げてみよう。

康熙十五年春。移寧古塔將軍駐鎭於此。……并徙直隸各省流人數千戶居此。修造戰艦四十餘艘。……日習水戰。以備老羌。

この記事は、高士奇の見聞によるものであるが、年代と事實が一致していないので、さらに檢討を加える必要がある。寧古塔將軍が康熙十五年に烏喇へ移住したことは確かであるが、同時に數千戶の流人をここに移して戰船四十餘隻を造らせた年代については、明らかに誤りがある。實際、康熙十五年より二十一年の間には造船はなかった（別表參照）。したがって高士奇が述べているその四十餘隻の戰船はおそらく順治十五年に完成した四十四隻のものを指すのであろう。なお、吉林水師營が順治十八年に設けられた際、[16]その水手は流人をもって充てた。會典事例卷一一二七・八旗都統・兵制に、

（順治十八年）設吉林水師營。造斛船牛舌剗子等船。以遷移人充水手。

とある。したがって、順治十五年造船開始より十八年水師營の設立まで、吉林にはすでに多くの流人がいたと思われる。それゆえ、高士奇が言っているその數千戶の流人は、多分康熙二十一年當時の現在數であろう。ともかく、年代の點に誤りがあっても、高士奇のこの記事は流人に關する大切な史料である。[17]

水手や船工に充てられた流人は正身または正役と稱され、その外になお幫兒または幫丁とよばれる人々があった。幫兒

は正身の生活を助けるために設けられたものである。兩者の成員とその關係は、楊賓『柳邊紀略』巻四に、

船廠・寧古塔流徙者。……年壯者。皆爲愛渾水手・艙匠正身。年老文弱者。皆爲幫兒。幫兒幫正身者也。每年出銀六兩給正身家。

と見える通りである。水手の兵餉に關しては、奉天府内では月に銀一兩であり、[15] ところが、吉林と黑龍江の場合はその半額しかなかったから、その不足分はちょうど年六兩となる。これは幫兒から取るのである。ために、正身一人ごとに幫兒一名が與えられ、彼らは正身とともに水師營に屬していた。これは、方式濟『龍沙紀略』三・經制に、

卜魁（齊々哈爾）水師營。……水手皆流人充役。……或老懦者則輸費正役。曰幫丁。水手食兵餉之半。故一正予一幫。

とあるのを見て明白である。水手の仕事は船の建造と操縦だけでなく、造船用の材木も彼らが伐採することになっていた。これは、薩英額『吉林外記』巻三に「船木俱係水手砍伐營造」と述べていることによって判明する。では、なぜ水手を專ら流人から選んだのかというと、要するに、流人は「閩廣兩湖原籍居多。其中不乏駕舟熟手」[16]と認められ、一方、「滿漢兵不習水性」[17]がためで、清軍は水手を流人に賴らざるを得なかったのである。

雅克薩城の攻擊に重要な役割を演じた鳥鎗隊（銃砲隊）の兵士も殆んど流人であった。これは、高宗實錄巻二四三・乾隆十年六月丙寅の條に、

黑龍江將軍傅森等疏稱。本處水師營內。發遣當差人犯。俱係順治・康熙年間。發寧古塔等處安插之人。後因征俄羅斯。作爲鳥鎗・水師二項兵出征。凱旋後編爲六個佐領。令入旗披甲。錄用官員。

と記しているところによって窺い知ることができる。もう一種の特殊部隊、すなわち籐牌兵（籐製の楯を使う兵）でも流人を徵用した。聖祖實錄巻一一八・康熙二十三年十二月乙巳の條に、

諭兵部。征剿羅刹。所需籐牌官兵。應分遣司員。至山東・河南・山西三省。於安插裂荒福建投誠官兵內。選擇五百人。……其在天津鄭克塽・馮錫范諸處。亦遣人察取前項人員器具。

とあるように、福建と臺灣の降伏兵士が籐牌兵に徴用されている。彼らは康熙二十四年の春黑龍江に送られて雅克薩城の攻撃戰に參加した。[51] 黑龍江の水上巡邏隊に臺灣の降伏兵士がいたと言われている。[52] 彼らは、おそらくいま述べた籐牌兵を指すのであろう。このような降伏兵士は、嚴密に言えば、罪人ではないとしても、清朝政府は叛逆に加擔していた漢人を往々流犯と同じように取扱って、遠方へ遷移するのが普通であった。吳三桂の部下に與えた處置も同樣である。

次に、流人の站丁に充てられたことについて述べよう。站丁は驛站に配置して軍狀の飛報や官員・使者の接待、または犯人の押送等を擔當する夫役であるから、彼らの働きも重視されるべきものである。康熙の中頃までに、東三省全區域にすでに六十五站の驛站が設けられた。[53] その中、山海關から遼東地方の各地に亘る路線は、明代の遺制を基礎にして擴張、または增設されたものであるが、[54] 寧古塔から吉林（烏喇）、吉林から黑龍江（愛渾）までの二線はそれぞれ康熙十六年と二十五年に新設されたものである。[55] これらの驛站の機能を果たす站丁は、流人がその中堅であり、その中、殆んど大部分は三藩の部下であった。彼らは三藩の亂が平定されたその直後、雲南等の地方より山海關外の各驛站、または邊臺に配されて站丁や臺丁に充られたのである。黑龍江志稿卷十一・經政・氏族に、

站丁。皆雲南產。以吳三桂叛。故謫充山海關外。旋由關外各站、調撥來江。

と見えることによって明らかである。高宗實錄にも「三藩下人。……安插驛站・水手・官屯・邊臺」云云と誌している。[56] 有高氏も、『黑龍江外記』、『黑龍江述略』等の諸史料に基づいて、流人が站丁の中堅であったことを例證したが、同氏はその人々が三藩の舊戶と言われることに對して「幾分疑ふ可き餘地なきに非ず」と愼重な態度を採っている。[57]

かように、清露戰爭の時期、軍事面において多數の流人がいろいろな軍役に充てられた。いま、その動員數を見積ってみよう。水手と幫兒に充てた人數は、次の二史料によって算出される。楊賓『柳邊紀略』卷一に、

黑龍江。……以船廠・寧古塔流人爲水手・幫兒。各八百二十四人。二十九年將軍統其半。駐墨兒根。

とある。これは專ら軍船に配屬された人數である。糧船に徴用された人數については、皇朝文獻通考卷一八二に、

（康熙）二十六年。設吉林運糧船漢軍水手二百五十八名。

と見えるように、糧船の水手は二百五十八名である。ここに漢軍水手と言っているが、當時水手はすべて流人を以て充てていたので、この二百五十八名も當然流人水手と考えられる。なお、この二百五十八名は康熙二十六年に設けられたと言えども、雅克薩攻撃前の軍糧輸送にすでに百五十名が使用されており、[36] したがって、この二百五十八名は、それ以前のを基盤にして擴大されたものと思われる。それはそれとして、糧船の水手にも軍船の水手と同じように幫兒が與えられたに違いない。そうすると、兩方の水手、幫兒を合わせば、二千百六十四名になる。站丁の數も二千人ほどであった。康熙時代において、驛站の站丁は普通一驛三十名であり、大驛では五十名の場合もあった。[37] そして、驛數を前述の六十五站とすれば、當時の站丁數は二千人を越えることになる。籐牌兵の數は、前引の聖祖實錄卷一一八では、五百名を徵用しようとあるが、その後、實際に徵用したのは四百名だけであった。[38] 鳥鎗營の數については、前掲書の同所に、

（雍正十一年）以臺站・官屯・水手・各漢軍餘丁。選充鳥槍兵一千名。

と述べている。これは雍正朝のことだけれども、鳥鎗兵に充てるものは、依然として流人から選んでいるので、[39] その前に徵用された數も、だいたい同じ程度だと推測される。以上、水手・幫兒・站丁・籐牌兵・鳥鎗兵を合計すれば、五千五百名くらいになる。勿論、他に一般の兵卒や軍夫に充てられたものも少なくなかった。これは、順治朝寧古塔に流謫された吳兆騫が『秋笳集』卷八「戊午二月十一日寄戶舍人書」に、

甲辰（康熙三年）春。……令流人強壯者。供役軍中。

と述べていることと、聖祖實錄卷一二二・康熙二十四年九月甲申の條に、

先流徙寧古塔・烏喇罪人。俱入兵數發往。

と記していることによって、その事實がうかがわれる。これらの人々を含めて計算すれば、征露戰のために動員された流人數は、さらに多くなる。少くとも七・八千人はいたであろう。

尼布楚條約締結以後、清朝政府は終始ロシヤに對する警戒を怠らず、國境地帶にもなお軍隊を駐防させた。それゆえ、戰爭中に施設された交通機構、すなわち水路の運輸系統と陸路の驛站は、そのまま機能が維持されることとなり、運營に必要とされる水手や站丁にも相變らず流人が利用されていた。そして、站丁は別に特殊な技能を持つものではなく、本人が死んでも子はそれを相續することができるので、終戰後、新たに發遣された流人を站丁に充てることは、二度とはなかったようである。しかし、水手の場合は、船の操縱と修繕などの技能が必要とされるため、康熙二十八年以後にもしばしば水性に暗熟した罪犯を水手に充てていた。聖祖實錄卷一四八・康熙二十九年九月戊申の條に、

海賊方雲龍等。……俱係熟諳水性之人。著從寬免死。併伊妻子解送來京。發往黑龍江。充水手當差。

とあるように、海賊が黑龍江地方の水手に充てられていたのである。康熙五十年代になっても、東三省各地方の水師營では海賊がその水手に充てられた例がなお見える。[29]

これまでの敍述により、順治末期以後、軍事的必要に應じて吉林や黑龍江へ流人が大量に發遣され、彼らは水手・船工・鳥鎗兵・籐牌兵・軍夫および站丁等に充てられて戰爭のために動員されたことがわかる。これに應じて、この時期の流人配所は、寧古塔より烏喇・黑龍江・齊々哈爾および墨爾根の順に漸次廣がったのである。この外、吉林の白都訥・三姓・拉林および阿勒楚喀四處もその後に流人の配所となったが、これらの地方への流人發遣は別な目的をもっていたので、これについては次節で述べよう。

(3) 第三期——駐防軍と京旗屯墾の時期

東三省の駐防軍は、中央派遣の滿漢蒙の八旗軍と當地の新滿洲・索倫・達呼爾等の部族部隊より構成されたものである。[30] 駐防軍の任務は主に地方の看守と國境の防備であり、軍糧を現地で自給するため、農耕も兼ねていた。[31] したがって、初期における東三省の土地開發は、主に軍事要塞地を中心に漸次展開されたと言える。ことに吉林と黑龍江兩地方におい

ては、そうであった。しかしながら、清朝の軍隊が農耕を兼ねるには、もとより家奴への依存が大きかった。[35] 家奴の支給は、以前には戰爭捕虜の獲得によって解決できたが、入關後においては、戰爭は多少あったとしても、太祖・太宗兩朝のように大量の捕虜を獲得することがなかった。[36] その解決策として、清朝政府は流罪に處せられた罪人の一部を以て家奴の供給源としたのであると思われる。この類の流犯は、普通「發遣爲奴」というが、これは流罪の中でもっとも重いものである。これについて、薛允升『讀例存疑』卷六・名例律下之三に、

古人制律。減死一等卽爲滿流。前明以流罪爲輕。而加擬充軍。本朝於充軍之外。又加擬爲奴。

と説明しているのを見てもわかる。爲奴の發遣は、すでに順治朝から始まっていた。世祖實錄卷一一九・順治十五年七月甲辰の條に、

廣東雷州道王秉乾。……發寧古塔給披甲人爲奴。

とあるのがその一例である。しかし、大規模に發遣するようになったのは、康熙二十年代に入ってからである。いまその經過を考察しよう。

康熙二十一年、帝が吉林地方を視察した後、軍糧の充實をはかるため、寧古塔將軍巴海等に「吉林烏喇。田地米糧。甚爲緊要。農事有悞。關係非細。宜勸勉之。使勤耕種」と指示した。[37] これによって、吉林地方の駐防軍は、農耕を一段と強化したに違いないが、それ以後の二・三年間には、駐防軍の殆んどは雅克薩城攻擊戰のために動員され、したがって兵丁の農耕を肩代りするものが要求された。その對應策として、清朝政府は次の諸律を制定したのである。會典事例卷七四四、徒流遷徙地方四に、

（康熙二十一年）題准。凡民人假稱逃人具告行詐者。發寧古塔與窮披甲之人爲奴。二十三年題准。凡三次逃人。三次竊盜。免死減等發落。及誘賣人口。藥餅迷拐。各爲從。並和同被誘知情。及人牙子。應擬流徙者。俱改寧古塔與窮披甲之人爲奴。……又定。凡犯重罪免死。給予盛京・寧古塔等處新滿洲爲奴者。並妻發去。……又題准。凡誣陷平民爲盜

嚇詐銀兩者。比照竊盜三犯免死完結例。發與寧古塔窮披甲之人爲奴。

と見えるように、康熙二十一年と二十三年に、寧古塔等の兵丁に家奴を賞與する配流の律があいついで頒布された。これによって、吉林地方への爲奴の發遣は盛んになったのである。そして、康熙二十五年雅克薩城の攻撃が終ると、清朝政府はこれを機にして黑龍江地方の土地開發を積極化し、この政策に基づいて、黑龍江地方の駐防軍は、みな土地を與えられて農耕に從事することになった。八旗通志初集卷十八・土田志一に、

（康熙二十五年）題准。黑龍江・默爾根地方。戶部各差官一員。監看耕種。默爾根令索倫・打虎兒官兵耕種。黑龍江令盛京官兵耕種。

とある。黑龍江・墨爾根を中心に索倫・達呼爾だけでなく、盛京兵も含めてみな土地開墾を行なった。この盛京兵は康熙二十四年專ら農耕のために派遣されて來たのである。[29] 以上の外、漢軍・水手・站丁等もそれぞれ官莊・公田・驛站地畝を耕作していた。[30] これに應じて爲奴の流犯もこの地方へ發遣されるようになって來た。會典事例卷七四四・徒流遷徙地方四に、

（康熙）三十一年覆准。免死減等發往黑龍江爲奴之犯。令該將軍酌量均分。給予新舊滿洲及達古里窮披甲之人爲奴。又諭。此後發黑龍江罪人。及發爲奴罪人。或留黑龍江。或安插墨爾根。著該將軍酌量料理。

と見えていることによって判明する。黑龍江は發配距離において、もっとも遠いところなので、ここには主として兇惡な罪徒が發遣されたが、その中でも集團的な盜賊等の匪類が特別に多かった。例えば、聖祖實錄卷一九四・康熙三十八年閏七月癸丑の條に、

湖廣茶陵州叛賊。……華虞臣等九十六名。……發與黑龍江新滿洲披甲之人爲奴。

とあり、また同書卷二〇一、康熙三十九年九月丙午の條にも、

強盜楊三等。……六十餘人。……爲從陳相等。……遣發黑龍江。給披甲新滿洲爲奴。

と見える如く、二案の盜賊、それぞれ九十六人と六十餘人が黑龍江の新滿洲兵の奴に充てられている。

康熙時代におけるこの類の流人配所には、黑龍江（愛渾）・墨爾根・齊々哈爾以外に、なお白都訥と三姓の二箇所があった。白都訥と三姓は、それぞれ康熙三十一年と五十三年に八旗が置かれ、[16] これにともなって爲奴の罪人も發遣された。いま、この二地について、各々一例を擧げれば、同書卷二四八・康熙五十年十月丙辰の條に、

陳六等三十六名。及婦女三十六口。……分別發往白都納・寧古塔・墨爾根・黑龍江給披甲人爲奴。

と、同書卷二七八・康熙五十七年四月己丑の條に、

河南閿鄉縣叛犯亢珽等拒敵官兵一案。……其脅從尙可務等二十四人。幷亢珽之弟亢珩。發三姓等處。給披甲人爲奴。

と見える如くである。

雍正朝においても、東三省の駐防軍に流人を賞與することは、依然として盛んに行なわれていた。これは、會典事例卷七四四・徒流遷徙地方四に、

（雍正）十三年諭。嗣後發遣人犯。有應發寧古塔等處者。皆改發三姓地方。給予八姓一千兵丁爲奴。計一千人。足數之後。再行請旨。

とあることによって、その實狀がうかがわれる。乾隆二年に至って、清朝政府は、改めて九項目の罪名を定め、それに該當する犯人を寧古塔・黑龍江等處の兵丁への家奴供給源とした。[17]

次に、移墾京旗に家奴を賞與した事實を擧げてみよう。京旗とは北京を取り卷く畿輔地方に配置した禁旅八旗をいうが、彼らは中原に入って、貨幣經濟の高度に發達した所で生活したのであるから、奢侈に流れてついに日增しに生活が苦しくなった。[18] その上、旗人の口數は年々增加しつつあり、しかも官職は長男相續制になっていたので、次男・三男以下のものは殆んど閒散旗人になり、したがって彼らの生活の困窮化はいっそう深刻となって來たのである。[19] その解決策として、彼らを吉林地方へ移墾させる方策が考えられた。これは雍正朝から乾隆の初期にかけてしばしば問題になったが、[20] 乾隆初頭に至って具體化し、ついに京旗を拉林・阿勒楚喀に移墾させることになった。[21] ところが、彼らは從來より家奴を使

う習慣があり、まして長く都市生活をして來たので、一旦農耕生活に變れば、家奴がさらに必要となろう。ために、清朝政府は、移墾京旗にも流人を與えることになった。高宗實錄卷二三六・乾隆十年三月戊寅の條には、

移駐滿洲各戸。墾田爲業。雇工者多。自應賞與奴僕。

とある。翌年には人參偸採犯が拉林と阿勒楚喀の京旗の奴に充てると定められた。[27] 乾隆十九年以後、第二群の移墾京旗にも流人が與えられた。[28]

なお、流人を賞與する範圍は、兵丁・京旗に限らず、官員にも及んだ。ただし、これは乾隆中期に至ってからである。同書卷八〇四・乾隆三十三年二月乙丑の條、黑龍江將軍富僧阿等の上奏に、

查向來發遣黑龍江爲奴人犯。俱係賞給出力兵丁。至官員等例不賞給。但邊地官員。受田耕種。全賴奴僕力作。且各員內有軍功差使。俱甚勤奮。而家計艱難者。請嗣後准於發遣爲奴人犯。二十分中。以一分賞給出力官員。得旨。如所請行。

と見えるように、爲奴の流人の中、二十分の一をもって官員に賞與しようとする富僧阿の上奏が裁可された。これによって乾隆三十三年以降、駐防官員も流人を與えられて農耕を行なうことができたのである。

そのほか、一部の流人には、奴に充てられることなく、農耕に從事するものがいた。これらの流人は主に官莊へ配されて、公田を耕作したのである。これに關しては、會典事例卷一〇九三・奉天府に、

(康熙)二十六年定。奉天曠土甚多。令府尹廣置官莊。多買牛種。酌量發遣之人。足應差使外。餘盡令其屯種。

と見える。これは、雍正朝に至っても續けられた。[29] 壯丁に充てられた流人は、たんに耕田だけでなく、伐木・燒炭等にも從事していた。[30] さらに、時によって、專ら朝廷のために海東青(鷹)を狩ることもあった。[31]

以上述べた如く、官兵にも京旗にも各々流人を與え、さらに官莊にも流人が配された。爲奴の流人は主に吉林と黑龍江兩地方に配され、壯丁に充てられた流人は殆んど遼東地方に安置された。この類の流人數は、頗る多かった。康熙朝に黑龍江を訪ねた方式濟は、その『龍沙紀略』飲食に「今流人之賞旗者。且倍於兵。」と述べている。當時黑龍江の兵數は四

千百四十名であった。[31] これを二倍すると、つまり康熙時代、黑龍江一地だけでも爲奴の流人が八千二百八十名いたことになる。そして、雍正二年における吉林と黑龍江兩地方の兵數は合計九千五百名であるから、[32] したがって康熙末期を區切って計算すれば、兩地方の爲奴人數はおよそ一萬九千ばかりあったであろう。もし、壯丁に充てられたものをも入れて計上すれば、この類の流人數は二萬以上あったと思われる。これらの人々は、東三省の各地に分布し、各々土地開發に從事していた。乾隆中期以後、東三省への流人政策は變化したが、同地方の駐防軍への奴僕賞與政策は、清朝一代を通じてつづけられたのである。

二　東三省開發における流人の地位

東三省の遼河流域には、古くから漢人が居住していた。しかし、歷代の中國を代表する政權は、常にこの地方を完全に支配したわけではなく、したがって同地方における漢人數の變動は頗る大きかった。例えば、前漢の時、遼東・西の人口はおよそ六十二萬あったが、後漢になると却って十六萬餘まで減少し、明代中葉に降ってもなお三四十萬しかなかった。[33] 明清戰爭の時期に、清太宗は華北から百萬に近い漢人を遼東へ連行していったと言われているが、[34] 戰爭中、戰禍を避けるため遼東から逃げ去った漢人はかなり多くあり、その上、捕えられた捕虜は功臣・官兵の奴に充てられたり、または八旗に編入されたりして、ついに順治帝入關の際、旗人とともに殆んど全部中原に移された。それゆえ、順治元年において、いままで遼河流域に住んでいた漢人は、殆んど一掃されたと思われる。それ以後、新たに東三省に登場して來た漢人は、以前のものとは、殆んど緣もゆかりもない人々であるといえよう。

清代東三省に移住した漢人は、嘉慶時代に及んで、すでに百五十餘萬人に達した。[35] これらの漢人は、殆んど清初から引き續き入って來たものであるが、その素性を分析すれば、強制遷移された流人と、政府招墾に應じて移住した招民、および政府の許可を受けなかった移住者、すなわち流民等が含まれている。その經過から言うと、流人と招民が先に移住し、

その後に流民がつづいたのである。遼東の奥地、すなわち瀋陽以東の地、または吉林・黒龍江両地方に移住したものについて言えば、その最初の人々は、主に流人であった。これは、順治十八年當時の奉天府府尹張尚賢が「鐵嶺撫順。惟有流徙諸人。」と言っていることによってわかるほか、順治朝寧古塔に流徙された陳敬尹が「我於順治十二年流寧古塔。尚無漢人。」と述べていることを見ても明白である。したがって、清初以降、東三省に移住した漢人は、流人がその先驅者であった。

では、流人の數と初期における東三省の人口構成について考察しよう。謝國楨氏は、清初において「謫戍到東北去的人。至少也要在數萬人以上」と推測している。しかし、同氏は清朝入關前に捕えられた漢人を謫戍者と一緒に取扱って計算したため、正確な流人數を知るには參考にならない。また、ヤシュノフ氏は、十七世紀末まで、吉林地方から黒龍江地方に強制移住された人口を約二萬人と認めている。ところが、この中に軍人とその家族も含まれているため、流人の實數がどれほどを占めているか、やはり理解し難い。なお、有高巖氏の推測によれば、康熙の頃、吉林と黒龍江兩地方にそれぞれ一萬以上、そして、順康雍三朝の流人子孫を入れて計算すれば、流人系統の口數は二〜三萬の多數に上ったとされるが、これも過少見積りと思う。康熙十五年船廠（烏喇）一地だけでも「中土流人千餘家」と楊賓は言っている。康熙二十一年高士奇が烏喇で見た流人數も數千戸である。一戸を四ないし五人とすれば、康熙二十年頃の烏喇の流人數は一萬人ほどあったと思われる。これに寧古塔・拉林・阿勒楚喀・三姓・伯都訥諸地の口數を併せて、雍正朝末期の時點で合計すれば、吉林地方だけでも二〜三萬人いたと推定される。黒龍江地方においては、康熙二十二年黒龍江將軍が設けられて以後、「其雜犯每歲踵接而至。無慮數百人」と言われている。この年間數百人の增加率による增加數と、その前に發遣されて來たものを併せれば、雍正朝の終り頃までには、黒龍江地方にも二・三萬人の流人がいたであろう。なお、流人の類別に基づいて考えても上述の推測とほぼ同じ數字がでて來る。清露戰爭の時期、軍事面の各夫役に徵用された流人と、康熙二十年代以後、兵丁の奴に充てられた流人は、既述の第一章（第二・三節）でそれぞれ約七千・一萬九千人と推定した。こ

の二萬六千人ばかりの流人は、殆んど康熙時代、吉林と黑龍江兩地方にいたものである。これらの流人のうちで、半數が家族を伴なってきたものとすれば、流人とその家族との合計數は六萬以上になるであろう。ともかく、吉林・黑龍江兩地方の流人數は、有高氏の推測の二倍以上であったと思われる。雍正以後發遣されたものと、流人子孫との增加が三十年で二倍になったとすれば、乾隆中期までに、吉・黑兩地方にそれぞれ約六萬人の流人がいたことになろう。もし、遼東地方の流人をも入れて合計すれば、同時期におよそ二十萬人に近い流人が東三省の各地に分布していたと推定される。これらの流人と彼らの子孫とは、殆んどそれぞれの配所に定着したので、初期における東三省の人口構成では、流人系統の人口がその根幹の一つになった。ことにもとより住民が少なかった黑龍江においては、流人の人口比率は相當高かったようである。乾隆三十六年黑龍江の戶籍が初めて編審された時、民戶人口と行差人丁はそれぞれ三萬五千二百八十四と三萬三千五百七十二であった。[33] 民戶の人口は「土著者。流寓入籍者。八旗銷除旗檔者。漢軍出旗者。所在安置爲民者」等の男女より構成したものであるが、[34] 行差人丁は主に滿十六歲以上の旗丁を指し、婦孺は勿論その中に含まれていない。したがって、行差人丁とその婦孺および民戶の人口を全部合わせて計上すれば、およそ十數萬はあると思う。流人は少數の釋罪を受けて民戶に編入されたものを除いて、殆んど軍戶に屬していた。[35] しかし、軍戶の口數に關する統計資料は全く見えないので、多分行差人丁の系統に入れているであろう。ともかく、當時黑龍江の人口を十數萬ばかりとすれば、約六萬と推定された流人數の比率はかなり目立つものである。

流人の發遣に伴なって流人配所を中心として商業都市が形成された。以下は、當時流人配所となった各地の狀況である。寧古塔については、楊賓『柳邊紀略』卷三に、

凡東西關之賈者皆漢人。……況賈者皆流人中之尊顯而儒雅者。

と述べている。順治朝寧古塔に流徙された方拱乾も「華人則十三省。無省無人。」と言っている。[36] 吳振臣（前記吳兆騫の子）も「貨物客商。絡繹不絕。」と寧古塔の當時の繁榮を語っている。[37] 吉林烏喇に關しては、楊賓前揭書卷一に、

船廠。……中土流人千餘家。西門百貨湊集。旗亭戲館。無一不有。

と見える通りである。齊々哈爾も流人が發遣されてから發達したところである。ここには、康熙十三年から水師が駐在しており、三十八年黑龍江將軍がここに移ると、[99]その地位は一段と高くなり、ついに黑龍江地方の政治・經濟の中心地となった。當時城内の人口は、軍隊・土着民および流人を含めて約二萬人がいたと言われている。[100]流人の中には、商業を經營するものもいた。その中、もっとも有名になったのは呂留良の子孫である。黑龍江志稿卷五十七・人物・流寓に、

呂景儒。字淇園。呂留良後裔也。留良以文字獄斲棺剖尸。子孫俱戍黑龍江。不得仕進。學成輒經商。以資雄於塞上。齊齊哈爾之富。無呂氏若者。

と見える如くである。他の多くの流人配所も都市に發達して來たが、ここではこれだけに止めておく。

また、流人の交通面での働きも、東三省の開發にとって、積極的な意義を有していた。清初、中原と東三省との交通聯絡は、主に驛站に頼っていた。驛站は元來專ら軍事目的に基づいて備えられたのであるが、その路線は殆んど河流に沿っているため、驛站を中心とする土地開發が盛んに行なわれた。[101]したがって驛站の沿途に村落が形成され、ついに往來の商人、さらに東三省へ移墾する漢人を吸引した。これに應じて驛站の站丁は、副業として家族に旅店を經營させたと思われる。[102]この陸路交通機構は、降って清末に至っても依然として維持され、站丁の數は、吉林・黑龍江兩省だけでも「不下數萬」と言われている。[103]その規模が如何に大きかったかは想像に難くない。なお、今日東三省の主要都市は、殆んど驛站より發達して來たものである。

なお、流人には、知識人や各業の人才が多く含まれており、したがって中原の學術・建築・醫學ないし風俗習慣等の漢文化が彼らによって東三省へ導入され、同地方の漢化を促進した。流人のこの文化的貢獻も極めて大きかったのである。これは、すでに有高巖氏によって明らかにされたところである。[104]ともかく、流人は、東三省開拓の先驅者であり、東三省への漢文化の播種者でもある。

むすび

秦代には、匈奴の南侵を防ぐために罪人を陰山の初縣に遷したことがあり、[104]その後をついだ漢も同様な目的をもって朔方・五原に囚人を移徙した。[105]それ以降の歴代においても、それぞれの時代背景に基づいて外敵との接觸地帯に罪人を安置した。[106]しかしながら、このような流人政策をもっとも效果的に行なったのは、恐らく清朝であろう。

既述の如く、清朝は順治から乾隆中期まで、およそ百數十年に亘って東三省を流犯の配所とし、この祖宗發祥の地に集中的に大量の流人を發遣した。その理由は、遼東の再建、ロシヤとの戰爭、國境の防備を兼ねた土地開發等の諸事情によるものであったが、發遣された流人たちは、不本意ながらも各々清朝のために、上述の目的に基づいてそれぞれの役割を果たした。例えば、遼東の再建に認工贖罪條例が七年も續けられていたことから、流人によって修繕された城樓は少なくないと思われる。また、軍事的な役割を演じた流人は、船の建造と操縱から、軍需品の運輸、驛站の勤務および作戰等廣範な面に貢獻し、ついに清朝に勝利を齎らし、ロシヤ人の南下を食い止めた。その業績は高く評價すべきであると思う。なお、駐防官兵、移墾京旗の奴に充てられた流人および官莊の壯丁になったものは、主に農業に從事しており、彼等が東三省の土地開發に果たした役割は大なるものがあったであろう。

そして、發遣された流人は東三省の各地に分布し、彼らの至るところに漢文化の種がまかれた。流人數は二十萬ほどにも上っており、初期における東三省の人口構成にとっては、流人は大なる要素である。流人は殆んど駐防軍と同じところに住んでいたため、中原商人は流人と派遣軍を追って東三省へ貿易の足をのばした。就中山西商人がもっとも多かったのである。[107]山西商人にはもとより政商が多く、早くから諸種の面で清朝に協力し、清朝政府からいろいろな特權を受けていた。[108]彼らが東三省へ進出した場合にも同じく當地の官吏と勾結して諸種の特權を認められた。道光年間、齊々哈爾に活躍していた山西商人が黑龍江將軍の許可を得て同地方の經濟を獨占し、住居および差徭を掌るほどに全市を支配した事實に

よって、[109] 山西商人が早くから東三省の奥地に勢力をのばしていたのがわかる。これは氷山の一角にすぎない。ともかく、中原商人が東三省の經濟發展に一役を果たしたのは疑いないことである。中原商人の進出と商業經濟の發達につれて、東三省に流人の配所を中心として中原的商業都市が形成された。そして、東三省と中國内地との貿易關係が漸次盛んになっただけでなく、東三省の日增しに繁榮する消息が商人によって中原に流布された。かくして、康熙七年より雍正・乾隆を經て、嘉慶の初頭まで、清朝政府が封禁政策を行なっていたにも拘らず、東三省へ移住する漢人は年々增加し、嘉慶八年封禁政策が解除されて以後、移住者はさらに潮のように押しよせてくる狀態に至ったのである。[110] 清末に至って、東三省の人口は千三百六十萬を越えた。[111] この現象は、中國の他の邊疆地區においては、滅多に見られないことである。

清朝は東三省の片隅から興起し、北方の勢力を結集して明朝を滅し、ついに中國を支配した。しかし、清朝は、祖宗發祥地である東三省を中國に贈り、しかもいちはやくその開發を進めた。東三省が今日あるのも、清朝が中國に君臨したためであるが、同朝前期における流人政策の成功も一つの要因であろう。しかし、殘念ながら、清朝は流人の發遣を黑龍江以南・烏蘇里江以西に限った。もし、それ以外のところにも配所を定めて流人を發遣していれば、各業種の一般民人もそのあとを追って大量にそれらの地方に移って行ったであろう。もし、これが十七世紀の中頃から進められておれば、十九世紀の中頃までには、黑龍江左岸および沿海州等の地方も東三省と同樣に殆んど漢化されたであろう。そうすれば、これらの地方が一時的に支配權を失ったとしても、それを回收しようとすれば、可能性は十分あると思う。[112] ロシヤのシベリヤへの流人投入政策は、同國のシベリヤ進出と殆んど時を同じくして始まっていた。[113] 初めは主に邊境植民を目的にして、西シベリヤに幾つかの據點とする地方に流囚を安置し、その後は、さらにその政策を東シベリヤに押しすすめた。清朝が黑龍江左岸および沿海州地方に對して領有權を持ちながらも、ロシヤと同樣な植民政策を採らなかったことは、誠に失策であった。

註

① 中國東北地區の名稱に關しては、諸種の言い方があり、その範圍の定め方も一樣ではない。中國人は普通それを東北と略稱しているが、東省・東三省(奉天・吉林・黑龍江)、または東北四省(奉天・吉林・黑龍江・熱河)と言う人もある。なお、日本や西洋諸國等の書物には、殆んど滿洲と書いている(以上、博斯年等五氏共編『東北史綱』初稿　一九三二年、張印堂「中國東北四省的地理基礎」禹貢半月刊六卷三四合期　一九三六年、金毓黻『東北通史』23—39頁　一九七一年　樂天出版社參照)。本稿の內容に關する範圍は、奉・吉・黑の三省に限られるので、東三省の說に從う。

② 有高巖「淸代滿洲流人考」(三宅博士古稀祝賀記念論文集　一九二九年　所收)

③ 謝國楨「淸初流人開發東北史」(一九四八年　上海開明書店、一九六九年　臺灣開明書店)

④ 川久保悌郎「淸代に於ける邊疆への罪徒配流について・その一」(弘前大學人文社會15號　史學篇Ⅰ　一九五八年)、同氏「淸代滿洲の邊疆社會・その二」(同書27號　史學篇Ⅳ　一九六二年)

⑤ 劉選民「淸代東三省移民與開墾」(史學年報第二卷第五期　一九三八年)

⑥ 水原重光「Nertchinsk(尼布楚)締約後黑龍江方面に於ける淸朝の實邊策——(特に齊々哈爾を中心とする)——」(研究報告拔刷　大分師範學校　一九四九年)

⑦ 大淸聖祖實錄卷二八〇・康熙五十七年七月壬戌、世宗實錄卷三〇・雍正三年三月丙寅、高宗實錄卷十六・乾隆元年四月丁卯、同書卷四五・乾隆二年六月乙酉等の諸條參照(本稿に引用した大淸實錄は、すべて一九六四年臺灣華文書局發行の者に據る)。

⑧ 高宗實錄卷五五一・乾隆二十二年十一月丙辰、同書卷五五六・乾隆二十三年二月己巳の二條、および前揭有高巖論文と前揭川久保悌郎第一論文等參照。

⑨ 薛允升『讀例存疑』卷六・名例律下之三參照。

⑩ 前揭有高巖論文。

⑪ 天海謙三郎「滿洲國土地制度の理解に關する一關鍵」17頁(滿鐵調査研究資料72篇『滿洲土地問題關係文獻目錄』所收)

⑫ 周藤吉之『淸代滿洲土地政策の研究』60～63頁(一九四四年　河出書房)參照。

⑬ 皇朝文獻通考卷一・田賦考。

⑭ 乾隆元年版欽定盛京通志(以下「盛京通志」と略稱する)卷二三・戶口。

⑮ 本稿に引用した欽定大淸會典事例は、すべて光緒版による。以下「會典事例」と略稱する。

⑯ 太宗實錄卷十五・天聰七年八月乙丑條。

⑰ 有高巖氏の前揭論文に、太宗天聰七年八月より順治朝に入るまで、註⑯の記事以外「全く流徙に關する史料を發見せず」と述べているが、太宗實錄卷一五・天聰七年八月丁丑、卷二三・天聰九年四月甲辰、五月乙丑、卷二六・天聰九年十二月辛卯、卷二七・天聰十年二月庚寅、卷五八・崇德六年十二中甲辰と壬子等の諸條にその史料が見える。

⑱ 前揭有高巖論文參照。

⑲ 石田興平『滿洲における植民地經濟の史的展開』27頁（一九六四年　ミネルヴァ書房）參照。

⑳ 聖祖實錄卷二・順治十八年五月丁巳の條。

㉑ 趙泉澄「清代地理沿革表・續東三省」（禹貢半月刊六卷三・四合期　一九三六年）參照。

㉒ 盛京通志卷二三・戶口。

㉓ 會典事例卷七二一・兵部・發配の項に、「順治十六年定。刑部審擬外遣之犯。應發寧古塔・吉林・黑龍江等處安置。」とある。この法律によって「外遣之犯」は、順治十六年からすべて寧古塔・吉林・黑龍江等の地方に安置することになったと思うが、「外遣之犯」というのは、「軍罪及免死擬流人犯」を指し、それは「照常流犯」すなわち「罪不至死而擬流者」と區別するものである（これについては、會典事例卷七四四にその例が見える）。

㉔ 南滿洲鐵路株式會社調査報告書十七卷『近代露支關係の研究・沿黑龍地方之部』66～70頁・101頁（一九二二年）、矢野仁一『滿洲近代史』47～51頁（一九四一年　弘文堂書房）參照。

㉕ 前掲『近代露支關係の研究』101頁、矢野仁一『近世支那外交史』755～757頁（一九三〇年　弘文堂書房）、同氏『滿洲近代史』51～53頁、內藤智秀等四氏共著『ロシアの東方政策』48～54頁（一九四二年　目黑書店）、および滿洲事情案內所報告103『露國の東亞政策と滿洲』14～18頁（一九四二年）參照。

㉖ 同註㉕。

㉗ 平定羅刹方略卷一。

㉘ 內藤虎次郎「間島吉林旅行談」（明治四十一年十二月三日「大阪朝日新聞」　內藤湖南全集第六卷所收）參照。

㉙ 盛京通志卷十六・糧船・戰船の二項、吉林通志卷五六・武備志七・船艦、および聖祖實錄卷一〇八・康熙二十二年三月庚戌、同書卷一一三・康熙二十二年十一月癸酉の二條等參照。

㉚ 前掲『近代露支關係の研究』110頁參照。

㉛ 黑龍江志稿卷三十・武備・兵事。

㉜ エス・ヴェ・バフルーシン著　外務省調査局譯『スラヴ民族の東漸』69頁（一九七一年　新時代社）參照。〔原著：Проф. С. В. Бахрушин: «Очерки по истории колонизации Сибири в XVI и XVII вв.» Москва 1928г.〕

㉝ 黑龍江志稿卷三十・武備・兵事。

㉞ 聖祖實錄卷一〇四・康熙二十一年八月庚寅條。

㉟ 同書卷一〇六・康熙二十一年十二月庚子、および卷一〇九・二十二年四月庚辰二條。

㊱ 同註㉙。

㊲ 聖祖實錄卷一一三・康熙二十二年十一月癸酉條。

㊳ 盛京通志卷十六・糧船の項。

㊴ 聖祖實錄卷一二一・康熙二十四年六月癸巳條。

㊵ 前掲『近代露支關係の研究』112頁、および矢野仁一『滿洲近代史』58頁參照。

㊶ 前掲『近代露支關係の研究』107・113頁參照。

㊷ 同書114頁參照。

㊸ 入江啓四郎「ネルチンスク條約の研究」（愛知大學十周年記念論文集法政編　一九五六年、アジア・アフリカ國際關係史叢書第二卷『中國をめぐる國境紛爭』　一九六七年　巖南堂書店

所收）參照。

㊹ 前揭入江啓四郎論文、およびウエ・バルトリド著　外務省調査部譯『歐洲殊に露西亞に於ける東洋研究史』第十三章（一九七一年　新時代社　原著：B. Бартольд. История изучения Востока в Европе и России, издание, 2-ое, Ленинград, 1925г.）參照。

㊺ 遼河の糧船の水手に徵用された者は奉天府内の民夫である（聖祖實錄卷一〇八、康熙二十二年三月庚戌、卷一一二・同年九月乙亥の二條參照）。

㊻ 水師營の設立について、有高巖氏は同氏の前揭論文に「吉林のは康熙七八年の頃よりあり」と述べている。これは誤っている。

㊼ 有高巖氏と川久保悌郎氏はともに高士奇の記事をそのままに認めている（前揭有高巖論文と川久保悌郎第一論文參照）。

㊽ 盛京通志卷十六・船艦の項に「其遼河運丁。滿兵三百名。奉天所屬各州縣分派水手六百名。每名月給銀一兩。仍免其丁地。易屯河及混同江水手。俱由寧古塔將軍分派。歲以爲常。」云々と誌している。

㊾ 徐宗亮『黑龍江述略』卷五・兵防。

㊿ 黑龍江志稿卷二九・武備・兵制。

(51) 聖祖實錄卷一一九・康熙二十四年正月癸未條。

(52) Robert H. G. Lee. The Manchurian Frontier in Ch'ing History. 35頁（一九七二年　臺北　虹橋書店）參照。

(53) 楊賓『柳邊紀略』卷二參照。

(54) 遼東地方には、明代にすでに多くの驛站が設置されていた。その機構と運營などについては、星斌夫『明清時代交通史の研究』（一九七一年　山川出版社）前篇第一章㈢に詳しく述べられている。

(55) 楊賓前揭書卷二、および盛京通志卷十七參照。

(56) 高宗實錄卷六五・乾隆三年三月戊辰條。

(57) 前揭有高巖論文。

(58) 聖祖實錄卷一一三・康熙二十二年十一月癸酉條。

(59) 盛京通志卷十七參照。

(60) 聖祖實錄卷一一九・康熙二十四年一月戊子條。

(61) 楊賓前揭書卷四に「漢人之以罪至者。雖與漢軍不同。然每與漢軍爲伍。在滿洲與異齊滿洲則總呼爲漢人。漢軍亦不以此自別。」とある。したがって所謂臺站・官屯・水手・各漢軍餘丁は、主に流人を指すのであると考えられる。

(62) 前揭川久保悌郎第二論文參照。

(63) 周藤吉之「清朝に於ける滿洲駐防の特殊性に關する一考察」（東方學報　東京十一冊一卷　東方文化學院　一九四〇年）參照。

(64) 清代東三省の駐防軍における土地開墾については、前揭周藤吉之『清代滿洲土地政策の研究』第三章に詳しく紹介されているほか、前揭の水原重光・劉選民兩論文にもそれぞれ具體的な事實を擧げている。

(65) 田中克己「清初の奴隷」（帝塚山學院短期大學研究年報第四號一九五六年）參照。

(66) 清朝入關前、清軍に捕えられた捕虜數に關しては、陶希聖「滿族未入關前的俘虜與降人」（食貨第二卷第十二號　一九三五年）に詳細な數字が列擧されている。

(67) 聖祖實錄卷一〇二・康熙二十一年五月丙寅條。

(68) 盛京通志卷二四・旗田の項參照。

(69) 盛京通志卷二四・八旗通志初集卷十八、卷二十一、および聖祖實錄卷一三一、康熙二十六年十月丙午條等參照。

(70) 聖祖實錄卷一五六・康熙三十一年八月己丑、卷二五八・五十三年正月戊辰二條參照。

(71) 高宗實錄卷四七・乾隆二年七月丙午條。

(72) 劉選民「東三省京旗屯墾始末」（禹貢半月刊第六卷三・四合期一九三六年）、稲葉岩吉『增訂滿洲發達史』348～353頁（一九四一年七版　日本評論社）、および前掲石田興平『滿洲における植民地經濟の史的展開』184・185頁等參照。

(73) 同註(72)。

(74) 皇朝經世文編卷三五・戶政十・八旗生計、乾隆二年御史舒赫德「八旗開墾邊地疏」、および乾隆六年戶部侍郎梁詩正「八旗屯種疏」の兩上奏文參照。

(75) 前掲劉選民「東三省京旗屯墾始末」、および稲葉岩吉前掲書362～363頁參照。

(76) 高宗實錄卷二七六・乾隆十一年十月丙寅條。

(77) 同書卷四七五・乾隆十九年十月辛未條。

(78) 會典事例卷一二一二・內務府の項參照。

(79) 徐兆奎『清代黑龍江流域的經濟發展』18頁（一九五九年　北京商務印書館）參照。

(80) 楊賓『柳邊紀略』卷三、方式濟『龍沙紀略』經制、盛京通志卷二等參照。

(81) 方式濟『龍沙紀略』經制の項參照。

(82) 世宗實錄卷二七・雍正二年十二月丙申條。

(83) 前掲劉選民「清代東三省移民與開墾」、および矢野仁一等三氏共著『滿洲の今昔』25・26頁（一九四一年　目黑書店）參照。

(84) 前掲陶希聖論文參照。

(85) 許逸超『東北地理』10頁（一九三五年　正中書局）參照。

(86) 聖祖實錄卷二・順治十八年五月丁巳條。

(87) 前掲楊賓著書卷三參照。

(88) 前掲謝國楨論文。

(89) 南滿洲鐵道株式會社調査課譯　エ・エ・ヤシュノフ著『支那農民の北滿植民と其前途』（譯者：岸谷一郎　一九三一年）58頁參照〔原著：Е. Е. Яшнов. Китайская колонизация Северной Маньчжурии и ее перспективы.〕。

(90) 前掲有高巖論文。

(91) 前掲楊賓著書卷一。

(92) 西濤『黑龍江外記』卷六。

(93) 黑龍江志稿卷十二。

(94) 吉林通志卷二八。

(95) 同註(94)。

(96) 方拱乾『寧古塔志』風俗。

(97) 吳振臣『古寧塔紀略』

(98) 黑龍江志稿卷二六・卷二九。

(99) 前掲方式濟著書經制の項參照。

(100) 八旗通志初集卷二十一。

(101) 徐兆奎前掲書13頁參照。

(102) 徐宗亮前掲書卷二。

(103) 前掲有高巖論文。

(104) 史記卷六・秦始皇本紀・三十三年條。

(105) 後漢書「帝紀」卷第二・顯宗孝明帝。

(106) 中國歷代主要流人配所の分布（仁井田陞『中國法制史研究』第二部77～119頁、および丘漢平編著『歷代刑法志』42・50・51・415・416・462・468・584頁參照。）

時代	配所
秦	陰山・桂林・南海・象郡
漢	朔方・五原・武威・張掖・酒泉・燉煌・金城
唐	驩・雷・韶・康・羅・儋・瓊・珠・崖・磧西・瓜州・靈州
宋	秦州・靈武・登州・通州・沙門島・嶺南諸州
元	遼陽・奴兒干・肇州
明	北平・大寧・遼東・雲南・四川等屬衛

(107) 東三省における商人の中で山西商人がもっとも多かったことについては、すでに佐伯富氏の「清代塞外における山西商人」の論考で具體的に例證されている（東方學會創立二十五周年記念東方學論集　一九七二年）。

(108) 佐伯富「清朝の興起と山西商人」（社會文化史學一　一九六六年、同氏『中國史研究』第二　一九七一年）參照。

(109) 前掲徐宗亮著書卷二參照。

(110) 龔維航「清代漢人拓殖東北述略」（禹貢半月刊第六卷三・四合期　一九三六年）および前掲劉選民「清代東三省移民與開墾」參照。

(111) 朝鮮銀行 "Economic History of Manchuria" 131頁（一九二〇年）參照。

(112) 米村正一「シベリヤ流刑及び徒刑の研究」（東亞八卷四號　東亞經濟調査局發行　一九六〇年）參照。

(113) 三上正利『十七世紀西シベリヤの植民と農耕地開拓』（史淵第九十一輯　一九六三年）參照。

Exiles—the Pioneers in the Development of the Dong-san-sheng 東三省 Provinces in the Qing 清 Period

by H. Y. Yang

From the Shun-zhi 順治 reign to the middle of the Qian-long 乾隆 period—more than a century—exiles (*liu-ren*) were sent into the Dong-san-sheng provinces of the northeast. The banishment process can be divided into three stages according to its purposes. In the first stage, exiles were sent into the Liao-dong 遼東 district in order to put land under cultivation and rebuild fortresses. In the second stage, during the war with Russia, most of the exiles were sent to Ji-lin 吉林 and Hei-long-jiang 黑龍江 provinces to carry out military jobs including shipbuilding, logistic operations, and garrison duties. After the war, during the third stage, exiles became the slaves of officials, soldiers, and newly transferred bannermen stationed in Hei-long-jiang, or of government manors (*guan-juang*) in Liao-dong. They were engaged in agricultural work for the most part. By the middle of Qian-long, the number of exiles and descendents of exiles in Hei-long-jiang and Liao-dong is supposed to have reached 200,000. Most of them remained where they were and constituted the principal nucleus of the population. Exiles brought Chinese culture into these regions, and cities soon came into existence. Merchants from the inner provinces visited the Dong-san-sheng provinces to trade with exiles and soldiers, and many people settled in the northeast after the exiles were established there. The Dong-san-sheng became a part of China by this process, so it is possible

to conclude that exiles were the pioneers in the development of the northeast.

A Study of *Otoγ* in the Ordos

by T. Morikawa

In the study of nomadic society, the classification of tribal organization has become an important topic. In this article the organization of the Ordos tribe is taken up as a case study of Mongol society from the 15th to the 17th century.

Existing studies show that the Ordos tribe included many component groups and was divided into Left and Right "wings". But the nature of Ordos society is still subject to much uncertainty, for example, how many *otoγ* were included in it?

By investigating Mongolian documents hitherto rarely consulted, the author has found the answer to this problem given clearly in material relating to the cult of Cinggis-qan's mausoleum.

On the basis of these documents, it has been ascertained that Ordos society in the early 17th century was organized into 12 *otoγ*; half of them constituted the Right wing and the other half the Left wing.

More precisely, the Right included *Kegüd*, *Sibaγucin; Urad*, *Tangγud; Dalad*, *Qanglin; Merked*, *Baganas; Besüd*, *Ugüsin; Qatagin* and *Qaliγucin;* and the Left included *Qaučin*, *Keriyes*, *Čaqad*, *Mingγad*, *Qoničin*, and *Quyaγučin*.

The author concludes that the Ordos *tümen*, centering around the mausoleum of Cinggis-qan which was managed by the *Jimong*, had twelve *otoγ* as its core group, six in the Right and six in the Left